



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 3 月 22 日（金曜日）号外 第 10 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

<p>人事委員会規則</p> <p>○宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則…………… 1</p> <p>○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 2</p> <p>○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規</p>	頁	<p>則…………… 3</p> <p>教育委員会規則</p> <p>○夜間学級担当手当に関する規則…………… 3</p> <p>○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4</p> <p>教育長訓令</p> <p>○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令…………… 7</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人事委員会規則

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 6 号

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額に関する規則（昭和 37 年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 2 条 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、6,100 円</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>女性保護施設</u>等における入所者の生活介助等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>エ <u>助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センター</u>における看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>オ <u>助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センター</u>における救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>カ <u>助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センター</u>における救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） <u>助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援セ</u></p>	<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 2 条 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、6,100 円</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>女性自立支援施設</u>等における入所者の生活介助等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>エ <u>助産施設又は医療型障害児入所施設</u>における看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>オ <u>助産施設又は医療型障害児入所施設</u>における救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>カ <u>助産施設又は医療型障害児入所施設</u>における救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） <u>助産施設又は医療型障害児入所施設</u>における入院患者の病</p>

<p>ンター又は医療型児童発達支援センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2万 1,000円</p> <p>2 [略]</p>	<p>状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2万 1,000円</p> <p>2 [略]</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第7号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにおいてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員においてはその額に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 市町村立学校給与条例第5条の3第1項に規定する職員で市町村立学校給与条例別表教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が法第22条の4第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 前条に規定する職員（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにおいてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員においてはその額に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 市町村立学校給与条例第5条の3第1項に規定する職員で市町村立学校給与条例別表教育職給料表の適用を受けるもの（<u>次号に掲げる職員を除く。</u>）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が法第22条の4第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 前号に規定する職員のうち、市町村立学校給与条例第4条第8項の規定による夜間学級担当手当（以下「夜間学級担当手当」という。）を支給される職員 <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間においては、別表第1に掲げる額）</u></p> <p>(3) 前条に規定する職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4)・(5) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第8号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)
第14条 県給与条例第8条の8に規定する人事委員会規則で定める額は次に掲げる手当の月額合計額とする。	第14条 県給与条例第8条の8に規定する人事委員会規則で定める額は次に掲げる手当の月額合計額とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3)～(11)</u>	<u>(3) 特殊勤務手当（給料の月額に対するものに限る。）</u>
2 [略]	<u>(4)～(12)</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会規則

夜間学級担当手当に関する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第1号

夜間学級担当手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第8項及び第9項並びに第10条の規定に基づき、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職手当を受ける職員の夜間学級担当手当)

第2条 条例第4条第8項及び第9項の規定により管理職手当を受ける校長、副校長及び教頭に支給する夜間学級担当手当の支給割合はそれぞれ100分の4とする。

(支給方法)

第3条 夜間学級担当手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。

(1) 出張中の場合

(2) 研修中の場合

(3) 勤務しなかった場合（条例第6条において県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第9条の2第1項に規定する休職の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員の公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病に係る休暇の場合を除く。）

(定年前再任用短時間勤務職員等の夜間学級担当手当の額の端数計算)

第4条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、条例第4条第8項及び第9項の規定による夜間学級担当手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第4条の規定を適用する。

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第2号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

(表面)

連帯保証人変更申請書

申請日 年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(貸与生(借受人))の宮崎県育英資金返還債務について、
(現在の連帯保証人)を変更し、
(新たな連帯保証人とする者)を
連帯保証人としていただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

現在の連帯保証人の □ 死亡 □ 破産手続開始の決定 □ その他 () により

- (1) 下記2の者と連帯保証契約をしてほしい。
□ (2) 現在の連帯保証人と下記2の者が契約を行ったため承諾をしてほしい。

2 新たな連帯保証人とする者について

Table with fields for birth date, residence, contact info, and employment info. Includes a section for '宮崎県育英資金返還債務' with columns for principal, interest, and other debts. Includes a signature line for the guarantor and a stamp area.

採用決定番号 ()

貸与生(借受人)氏名(自署) [印]

連帯保証人※氏名(自署) [実印]

※新たな連帯保証人とする者

注意事項

- (1) 当申請書は、新たな連帯保証人になる者について次の書類を添付の上、提出してください。
① 本籍及び筆頭者の記載がある住民票
② [実印]に押印した実印が確認できる印鑑登録証明書
③ 所得証明書(変更予定の連帯保証人が第一連帯保証人(借受人の父又は母等)である場合は不要)
④ その他教育委員会が求める書類
(2) 元金、延滞利息、その他の債務の額の欄の記入にあたっては、必ず宮崎県教育委員会に資料を請求し、直近の宮崎県育英資金の返還債務を確認してください。
※「延滞利息」は、各年度の要返還額に対し、当該年度の納入期限の翌日から滞納日数に応じ、年3%の割合(年365日の日割計算。ただし、平成29年3月31日までは年7.6%、平成29年4月1日から令和6年3月31日までは年5%の割合)で計算されるため、別途算出されます。なお、「その他の債務」には裁判費用が含まれます。
(3) 変更の内容が1-(1)である場合は、新連帯保証人へ宮崎県教育委員会からの承諾の通知が到達したときに契約が成立したものとします。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第1条 貸与期間中にあるは、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を3か月分ごとにまとめて4月から6月分を4月に、7月から9月分を7月に、10月から12月分を10月に、1月から3月分を1月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第2条 育英資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた期間の4倍の期間(その期間が20年を超える場合は20年)内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第3条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額(以下「要返還額」という。)を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を12分割(ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については6分割)して毎月25日(ただし、25日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。)までに納付(ただし、100円未満の端数が生じる場合は3月で調整)。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を2分割して当該年度の7月25日及び12月25日までに納付(100円未満の端数が生じる場合は12月で調整)。ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は12月25日、最終年度は7月25日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の12月25日までに納付(ただし最終年度は7月25日に納付)。
- (4) 第1号から第3号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の3月31日を納入期限とすること。

(延滞利息及び督促)

第4条 要返還額について、当該年度の3月31日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が発布されること及び連帯保証人2人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第5条 借受人及び連帯保証人2人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第6条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第7条 借用証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第8条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第9条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

第10条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。

2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第11条 貸与期間中にあるは、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学18,000円、自宅外通学23,000円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学30,000円、自宅外通学35,000円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学44,000円、自宅外通学50,000円
 - エ 私立大学 自宅通学53,000円、自宅外通学63,000円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学52,000円、自宅外通学59,000円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学27,000円、自宅外通学38,000円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学34,000円、自宅外通学45,000円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月22日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（西都原考古博物館使用料）</u></p> <p><u>第6条 条例別表第1の西都原考古博物館使用料の項中音声ガイドに係る使用料は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びこれらの障がい者の介護者が使用するときは、その全額を免除する。</u></p>	<p>第6条 削除</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

